

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

大阪北部地震、西日本豪雨、台風 21 号、北海道胆振東部地震、そして本県を暴風域に巻き込んだ台風 24 号及び 25 号など、大規模な自然災害が頻発し、本県をはじめ国内各地で甚大で広範囲に及ぶ被害をもたらした。こうした中で、被災した住民の生活再建を支援していく制度を拡充することは、喫緊の課題である。

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、生活再建を支援する被災者生活再建支援法が公布されてから今年で 20 年目を迎え、平成 16 年と平成 19 年の大幅な法改正を経て、現行制度に至っている。

しかしながら、同一の災害による被災にもかかわらず、災害規模の要件によって同法の適用が左右され、被災者間での不均衡や生活再建の停滞等、様々な課題が浮き彫りとなっている。

被災した住民の生活再建には、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するよう、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要である。

したがって、国に対し、下記の事項を要望する。

記

- 1 被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金のうち加算支援金及び全体の最高額を引き上げること。
- 2 被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援法人に対する国庫補助率を引き上げること。また、都道府県の追加拠出に対し、過去と同等の地方財政措置を講じること。
- 3 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 4 日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	石田真敏殿
内閣府特命担当大臣 (防災)	山本順三殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	茂木敏充殿